

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和7年1月23日 No735号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

アルコール健康障害対策関係者会議にて 渋木副会長が説明

1月27日（月）14:00～開催される 第31回アルコール健康障害対策関係者会議にて渋木委員（中央会 副会長）が「最後の砦」酒類小売販売場の立場から」という内容で説明をいたします。

オンライン（Webex）での傍聴が可能ですので、ぜひご覧ください。なお傍聴は1月24日（金）12時までにメールでの申込みが必要です。詳細につきましては、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49303.html



無人レジ、完全無人店舗の出現

【全国小売酒販組合中央会の考え】

- 20歳未満飲酒防止やアルコール健康障害対策基本法（第6条“事業者はアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する”）の観点から、**無人店舗は酒類販売に適さない。**
- 当会では、平成28年度より「酒税制度等に関する要望書」において、無人レジや無人店舗での酒類の**販売禁止を強く訴えている。**

なお、渋木委員の説明資料は、1月27日（月）までに同ホームページに掲載されます。中央会でもパワーポイントまたはPDFデータをお送りすることが可能ですので、ご入用の方は事務局にご連絡ください。

●アルコール健康障害対策関係者会議の委員って？

平成25年に成立したアルコール健康障害対策基本法に基づき、設置されているのが「アルコール健康障害対策関係者会議（関係者会議）」で、会議を構成する委員は厚生労働省より任命されます。委員には医療機関、教育機関、アルコール健康障害当事者並びにご家族の団体等の代表者等が参画しているほか、酒類業界からはビール酒造組合と全国小売酒販組合中央会が第1回会議からの委員で、中央会は坂田会長（当時）、吉

田会長、柴田副会長（当時）が委員をつとめてきました。

●アルコール健康障害対策関係者会議で何をする？

関係者会議では「アルコール健康障害対策基本計画」の策定を行っています。第1期基本計画は平成28年5月に閣議決定、第2期基本計画は令和3年3月に閣議決定されました。関係省庁等は、この基本計画にのっとり、必要な対応をとらなければなりません。現在、第3期基本計画の策定に向けてスタートしたところです。

●「基本計画」の影響

令和6年2月に厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を策定・公表しましたが、これは第2期基本計画に「飲酒量をはじめ、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってどのようなリスクがあるのか等、具体的でわかりやすい“ガイドライン”を作成する。」旨が盛り込まれたことに端を発しています。

また、第2期基本計画では「酒類の容器にアルコール量を表記することについて速やかに検討を行う。」こととされたため、現在、吉田会長が出席している酒類業中央団体連絡協議会（酒中連）にて、容器へのグラム表記について、その在り方の具体的な検討が行われています。

さらに、中央会の強い働きかけにより第1期、第2期ともに「酒類販売管理研修の受講を強く促す」、「特殊性を踏まえた販売価格を設定する」旨が明記されています。

このように基本計画が、酒類業界のみならず、国民生活全体へ与える影響も大きいことを踏まえ、引き続き、会議の成り行きについて高い緊張感をもって注視するとともに、20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーンなど、酒類小売業界が行う社会貢献活動や、小売酒販組合等が行う酒類販売管理研修の実施と重要性についても、関係者会議の場で訴えてまいります。